

交通事故等にあった場合は、保険証を使って治療できます

交通事故など第三者（加害者）の行為によって受けたケガ等については、国保や後期高齢者医療の「保険証」を使って治療を受けることができます。

ただし、治療費は加害者が全額負担することが原則ですので、国保や後期高齢者医療が一時的に立て替えた治療費は、あとで加害者へ請求します。

必ず担当窓口へ届出をしてください

国保や後期高齢者医療の「保険証」を使って治療を受けたときは、市町村・国保組合・後期高齢者医療広域連合（以下、「保険者」という。）の担当窓口へ「第三者行為による傷病等原因届出書」等の届出が義務付けられています。詳しくは担当窓口にご確認ください。

届け出に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 国民健康保険証
- ・ 第三者の行為による傷病届
- ・ 同意書
- ・ 傷病原因届出書

[第三者行為求償リーフレット（チラシ・第三者行為による傷病原因届出書）](#) PDF

[第三者行為による傷病届、同意書等](#) PDF

示談は慎重に！

窓口へ届ける前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませてしまうと、あとで加害者に請求できなくなる場合があります。国保の損失になるだけでなく、被害者自身も思いがけない負担を負う恐れがありますので、示談の前に必ず保険者の担当窓口にご相談しましょう。